

# 社会福祉法人 栄福祉会 役員報酬及び費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄福祉会(以下「以下」という)の開催する次の会議等に出席する理事・監事及び評議員(以下「役員等」という)の出席に要する報酬及び費用弁償について規定するものである。

- (1)評議員会
- (2)理事会
- (3)監査

## (会計処理の基準)

第2条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

## (役員等報酬)

第3条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

### (1)役員報酬(日当分)

評議員会・理事会出席	5,000 円
監査	8,000 円

## (出張旅費)

第4条 役員等が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

## (役員報酬の支払い)

第5条 役員報酬は、業務終了時にて相当額を直接本人に支払う。

## 附則

この規程は、平成16年3月27日より実施する。  
この規程は、平成19年4月1日より実施する。  
この規程は、平成21年4月1日より実施する。  
この規程は、平成27年12月1日より実施する。  
この規程は、平成28年4月1日より実施する。  
この規程は、平成29年6月20日より実施する。